

海老名市資金管理方針

1 目的

この方針は、市民の共有財産である海老名市の保有する資金について、運用方法及び保管を定めることにより、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行うことを目的とする。

2 対象資金

本方針の対象となる資金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金、制度融資に係る預託金及び一時借入金とする。

3 資金の運用方法及び保管と資金計画

資金の運用方法及び保管は、次に掲げるとおりとし、会計管理者（会計課）は、資金の収支を的確に捕捉した資金計画を立てるものとする。

（1）歳計現金

歳計現金（歳入歳出外現金を含む。）は、支払に対応する準備金であることから、適切な資金需要の把握に努めるものとする。運用にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項の規定を基本としつつも、安全かつ確実な運用に重点を置くこととし、預金や短期の債券での運用ができるものとする。

（2）基金

基金は、安全性かつ確実性を重視した預金や債券での運用を行うものとする。

（3）制度融資に係る預託金

制度融資が円滑に運営され、市内企業等の資金調達に支障が生じない範囲で、安全性を最優先に預託を行うものとする。

（4）一時借入金

一時借入金は、歳計現金として資金管理するものとする。

（5）資金の保管

資金の保管方法は、安全性及び流動性を重視し、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条の2第1項に規定する全額保護される決済用預金により管理することができるものとする。

4 資金調達の方法

資金調達については、基金の繰替運用又は一時借入れその他最も有利な方法により行うが、相殺の可能性のある市債の活用も配慮する。

5 安全性を基盤とした資金運用と預託先金融機関の選定

(1) 資金の運用及び保管に当たっては、現在の経済状況及び金融状況の見通しから判断し、安全性を重視しながらも有利な収益確保に配慮する。

(2) 安全性確保のため、預託先金融機関の選定に当たっては、相殺により公金保護を図りながら、銀行法（昭和56年法律第59号）第20条の規定に基づく情報開示(ディスクロージャー)制度を利用し、常に最新情報をもとに分析を行う。また、市場の判断が反映される株価や格付け機関による格付けも参考とする。

6 決定及び承認のプロセス

(1) 海老名市資金管理会議

本方針や金融機関の経営状況等に基づく資金の適切な運用と保全について協議及び研究するため、資金管理会議を設置する。

(2) 運用方法の決定

ア 歳計現金及び歳入歳出外現金の運用は、会計管理者が会計課長の意見を聴いて決定する。

イ 基金の運用は、市長が運用方法を決定し、会計管理者は、その運用先について市長の承認を得て決定する。

(3) 一時借入れの決定

海老名市予算決算会計規則第31条の規定により市長が、会計管理者の意見を聴いて一時借入れを決定する。

7 保管及び運用体制

(1) 現金及び有価証券等は、会計管理者が保管する。

(2) 運用体制は、会計管理者及び会計課長ほか複数の会計課職員で当たる。

8 公表

会計管理者は、資金の保管及び運用状況について、市民に公表するよう努めるものとする。

9 方針の見直し

資金管理会議において、この方針の改正が必要と認めたときは、最高経営会議の承認により行うものとする。

10 資金管理運用基準の策定

資金に係る細部の管理運用については、この方針に基づいて、会計管理者が別に基準を定める。

附 則

この方針は、平成19年12月1日から施行する。

《平成14年3月1日決定・施行》

《平成14年4月1日一部改正》

《平成17年4月1日一部改正》

《平成19年4月1日一部改正》